

## 税関総署の『税関企業信用管理暫定弁法』

### 税関の新しい企業分類管理

トランザクションバンキング部

税関総署は、10月8日付で税関の新しい企業分類管理に関する、「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号、以下略称「225号弁法」)を公布しました。2014年12月1日より施行されており、従来の5つの企業ランク(AA類～D類)による分類管理から、新しい分類管理が適用されることとなります。2010年11月15日に公布された「中華人民共和国税関企業分類管理弁法」(税関総署令第197号)は同時に廃止されます。

「225号弁法」公布に伴い、関連弁法も公布されています。

【図表1:現時点での関連弁法公布状況】

公布日	通達名	内容
2014/10/8	「税関企業信用管理暫定弁法」 (税関総署令第225号)	本「225号弁法」
2014/10/24	「税関企業信用管理暫定弁法の関連法律文書書式公告」 (税関総署公告2014年第75号)	「225号弁法」の関連書式を規定
2014/11/18	「税関企業信用管理暫定弁法の実施関連事項の公告」 (税関総署公告2014年第81号)	認定後の企業信用等級と企業信用情報の公示について規定
2014/11/18	「税関認証企業標準公告」 (税関総署公告2014年第82号)	「高級認証企業」、「一般認証企業」の基準を規定

#### 1、企業信用等級の変更

「225号弁法」により、企業分類が変更されることになりました。従前のAA・A類企業は認証企業<sup>1</sup>としてそれぞれ「高級認証企業」「一般認証企業」に、B類企業は「一般信用企業」に、C・D類の企業分類は「225号弁法」の基準に基づいて企業信用等級が認定されます。

新分類により認証企業となった企業は、税関へ「認証企業証書」の交換を申請することができます。

【図表2:企業信用等級の対比表】

今までの分類(～2014/11/30)	225号弁法による新分類(2014/12/1～)	
AA類企業	認証企業	高級認証企業
A類企業		一般認証企業
B類企業	一般信用企業	
C類企業	「225号弁法」の基準に基づいて認定 基準に該当すれば信用喪失企業とされる	
D類企業		

<sup>1</sup> 認証企業とは「中国税関が認証した経営者(AEO)」を指します。また、「AEO相互認証」とは税関間の相互認証協定に基づくAEO(認定事業者)に対する優遇供与を指します。相互認証協定とは、世界税関機構(WCO)の貿易の安全・円滑化に関するガイドラインに基づいて加盟国の関係法令を相互に認証し、それに定められるAEOに対して優遇を与え合うというもので、税関は相互認証AEO企業に相応の通関利便性措置を与えることになっています。

## 2、企業信用情報の公示

「225号弁法」は、2014年10月1日付で施行された「企業情報公示暫定条例」<sup>2</sup>に基づいて制定されたものと見られ、税関は「企業信用情報公示表」の内容に基づき、“中国税関の企業輸出入信用情報公示プラットフォーム”を通じて、税関登録登記企業の信用情報を社会へ公示することになっています。

税関評価や年次報告状況、税関行政処罰情報についても公示されることとなりますので、企業は厳格な運営をすることが必要です。

【図表3:「企業信用情報公示表」の内容】

項目	内容
企業の税関登録登記情報	企業中国語名称、法定代表人(責任者)、工商登記住所、税関登録コード、組織機構コード、税関初回登録日、登録税関、税関業務連絡先、行政区画、経済区画、経済類型、経営分類、業種、年次報告状況、税関登録抹消のマーク、通関手続き有効日
税関の企業信用等級認定結果	企業信用等級及び等級認定日、「認証企業証書」の廃棄状況
企業の税関行政処罰情報	企業名称、案件性質、税関行政処罰の決定を出した日、税関行政処罰決定書コード及び公告の送達に必要な行政処罰法律文書
税関の高級認証企業名簿	企業中文名称、税関登録コード、登録税関

## 3、信用等級の認定基準と措置

具体的な企業信用等級の認定基準と各措置については、図表4をご参照ください。

他にも、「225号弁法」では信用喪失企業が一般信用企業へ調整されてから満1年経ていれば、税関へ認証企業になる申請をすることができると規定されています。

一方、以前と比べて厳しい管理が行われるようになっており、税関は企業信用状況の認定結果に対して、高級認証企業には3年に1度、一般認証企業に対しては不定期に認証を更新する等の動態調整を行うとしています。

企業信用等級が明確化され、従前より格上げ申請も行いやすくなっていますが、企業情報が公示される等、企業自身での厳格な管理が必要になっている点に注意が必要です。

<sup>2</sup> 詳細は、実務・制度ニュースレター106期をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314091001.pdf>

【図表 4: 企業信用等級の認定基準と各措置】

企業分類	認定基準	各分類への措置
高級 認証 企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 税関認証企業標準公告(税関総署公告 2014 年第 82 号)<sup>3</sup>にて規定</li> <li>✓ 内部コントロール、財務状況、法律遵守規範、貿易の安全確保と付加基準の 5 大分類、18 条 32 項目にそれぞれ達成基準があり、総得点 95 点以上が必要</li> </ul>	一般認証企業の措置に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸出入貨物の商品分類、税関評価、原産地の確定或いはその他税関手続完了前に通関手続を行う</li> <li>✓ 調整係員を設置</li> <li>✓ 加工貿易企業の銀行保証金台帳制度を実行しない</li> <li>✓ AEO 相互認証国家或いは地区税関が提供する通関利便性措置</li> </ul>
一般 認証 企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 税関認証企業標準公告(税関総署公告 2014 年第 82 号)にて規定</li> <li>✓ 内部コントロール、財務状況、法律遵守規範、貿易の安全確保と付加基準の 5 大分類、18 条 29 項目にそれぞれ達成基準があり、総得点 95 点以上が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 低い輸出入貨物検査率</li> <li>✓ 輸出入貨物書類審査の簡素化</li> <li>✓ 輸出入貨物通関連手続の優先処理</li> </ul>
一般 信用 企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 初回登録登記する企業</li> <li>✓ 認証企業が 225 号弁法第九条に合致しなくなり、かつ 225 号弁法第十条の状況が発生していない</li> <li>✓ 信用喪失企業管理の適用が満 1 年、かつ 225 号弁法第十条規定状況が発生していない</li> </ul>	
信用 喪失 企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 密輸犯罪或いは密輸行為がある</li> <li>✓ 通関申告資格を有しない企業の 1 年以内の税関管理監督規定違反行為回数が前年度の関連証票総数の 1000 分の 1 を超え、税関行政処罰金額が 10 万元を超える違反行為が 2 回以上、或いは税関行政処罰累計金額が 100 万元を超える</li> <li>✓ 通関申告資格を有する企業の 1 年以内の税関管理監督規定違反行為回数が前年度の関連証票総数の 10,000 分の 5 を超える、或いは税関行政処罰の累計金額が 10 万元を超える</li> <li>✓ 未払い税額、未払い罰金没収額を滞納</li> <li>✓ 前四半期の通関誤差率が同期間の全国平均通関誤差率の 2 倍以上高い</li> <li>✓ 企業登記情報が真実でなく連絡を取る手段が無い</li> <li>✓ 税関から通関業務を一時停止させられた</li> <li>✓ 密輸、税関管理監督規定の違反嫌疑がかかり税関調査への協力を拒否</li> <li>✓ 税関やその他企業名義を借用して不当利益を取得</li> <li>✓ 虚偽行為を行い、企業信用情報を捏造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高い輸出入貨物検査率</li> <li>✓ 輸出入貨物書類の重点審査</li> <li>✓ 加工貿易等の段階の重点管理監督実施</li> </ul>

以上

<sup>3</sup> 具体的な項目につきましては、税関総署のホームページをご参照ください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49659/info724460.htm>

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"><b>海关总署令第 225 号</b></p> <p><b>中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法</b></p> <p>《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》已于 2014 年 9 月 4 日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自 2014 年 12 月 1 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">署 长 于 广 洲 2014 年 10 月 8 日</p>	<p style="text-align: center;"><b>税関総署令第 225 号</b></p> <p><b>中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法</b></p> <p>『中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法』は既に 2014 年 9 月 4 日に税関総署署務會議の審議を通過した。ここに公布し、2014 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">署 長 于 広 州 2014 年 10 月 8 日</p>
<p><b>中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为了推进社会信用体系建设，建立企业进出口信用管理制度，保障贸易安全与便利，根据《中华人民共和国海关法》及其他有关法律、行政法规的规定，制定本办法。</p> <p>第二条 海关注册登记企业信用信息的采集、公示，企业信用状况的认定、管理等适用本办法。</p> <p>第三条 海关根据企业信用状况将企业认定为认证企业、一般信用企业和失信企业，按照诚信守法便利、失信违法惩戒原则，分别适用相应的管理措施。</p> <p>第四条 认证企业是中国海关经认证的经营者（AEO），中国海关依法开展与其他国家或者地区海关的 AEO 互认，并给予互认 AEO 企业相应通关便利措施。</p> <p>第五条 海关根据社会信用体系建设和国际合作需要，与国家有关部门以及其他国家或者地区海关建立合作机制，推进信息互换、监管互认、执法互助。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 社会信用体系の建設を推進し、企業輸出入信用管理制度を確立し、貿易の安全確保と円滑化を図るために、『中華人民共和國税関法』及びその他関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 税関登録登記企業の信用情報の採集、公示、企業信用状況の認定、管理等に本弁法を適用する。</p> <p>第三条 税関は企業信用状況に基づき企業を認証企業、一般信用企業と信用喪失企業に認定し、誠実で法律を遵守している企業に利便性を与え、信用を喪失し法律に違反している企業に懲罰を与える原則に基づいて、相応の管理措置を別々に適用する。</p> <p>第四条 認証企業とは中国税関が認証した経営者（AEO）であり、中国税関は法に従って其他国家或いは地区税関の AEO 相互認証を展開し、あわせて相互認証 AEO 企業に相応の通関利便性措置を与える。</p> <p>第五条 税関は社会信用体系の構築と国際協力の必要性に基づき、国家関連部門及び其他国家或いは地区税関と協力体制を構築し、情報の相互交換、管理監督の相互認証、法執行の相互援助を推進する。</p>

<p>第二章 企业信用信息采集和公示</p> <p>第六条 海关应当采集能够反映企业进出口信用状况的下列信息，建立企业信用信息管理系统：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）企业在海关注册登记信息；</li> <li>（二）企业进出口经营信息；</li> <li>（三）AEO 互认信息；</li> <li>（四）企业在其他行政管理部门的信息；</li> <li>（五）其他与企业进出口相关的信息。</li> </ul> <p>第七条 海关应当在保护国家秘密、商业秘密和个人隐私的前提下，公示企业下列信用信息：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）企业在海关注册登记信息；</li> <li>（二）海关对企业信用状况的认定结果；</li> <li>（三）企业行政处罚信息；</li> <li>（四）其他应当公示的企业信息。</li> </ul> <p>海关对企业行政处罚信息的公示期限为 5 年。</p> <p>海关应当公布企业信用信息的查询方式。</p> <p>第八条 公民、法人或者其他组织认为海关公示的企业信用信息不准确的，可以向海关提出异议，并提供相关资料或者证明材料。海关应当自收到异议申请之日起 20 日内复核。公民、法人或者其他组织提出异议的理由成立的，海关应当采纳。</p> <p>第三章 企业信用状况的认定标准和程序</p> <p>第九条 认证企业应当符合《海关认证企业标准》。</p> <p>《海关认证企业标准》分为一般认证企业标准和高级认证企业标准，由海关总署制定并对外公布。</p> <p>第十条 企业有下列情形之一的，海关认定为失信企业：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）有走私犯罪或者走私行为的；</li> <li>（二）非报关企业 1 年内违反海关监管规定</li> </ul>	<p>第二章 企業信用情報採集と公示</p> <p>第六条 税関は企業輸出入信用状況を反映できる以下の情報を採集し、企業信用情報管理システムを構築しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）企業の税関登録登記情報；</li> <li>（二）企業の輸出入経営情報；</li> <li>（三）AEO 相互認証情報；</li> <li>（四）その他行政管理部门における企業の情報；</li> <li>（五）その他企業輸出入に関連する情報。</li> </ul> <p>第七条 税関は国家秘密、商業秘密と個人プライバシーを保護するという前提の下で、企業の以下信用情報を公示しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）企業の税関登録登記情報；</li> <li>（二）税関の企業信用状況に対する認定結果；</li> <li>（三）企業行政処罰情報；</li> <li>（四）その他公示しなければならない企業情報。</li> </ul> <p>税関の企業行政処罰情報に対する公示期限は5年とする。</p> <p>税関は企業信用情報の照会方式を公示しなければならない。</p> <p>第八条 公民、法人或いはその他組織が税関の公示した企業信用情報を不正確と認識する場合、税関へ異議を申立て、あわせて関連資料或いは証明資料を提出することができる。税関は異議申請を受取った日から 20 日以内に再調査しなければならない。公民、法人或いはその他組織が異議を申立てた理由が成立する場合、税関は受け入れなければならない。</p> <p>第三章 企業信用状況の認定基準とフロー</p> <p>第九条 認証企業は『税関認証企業基準』に合致しなければならない。</p> <p>『税関認証企業基準』は一般認証企業基準と高級認証企業標準に分かれ、税関総署が制定して対外公布する。</p> <p>第十条 企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、税関は信用喪失企業と認定する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（一）密輸犯罪或いは密輸行為がある場合；</li> <li>（二）通関申告資格を有しない企業の 1 年以内の税関管理</li> </ul>
--	---

<p>行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单等相关单证总票数千分之一且被海关行政处罚金额超过 10 万元的违规行为 2 次以上的，或者被海关行政处罚金额累计超过 100 万元的；</p> <p>报关企业 1 年内违反海关监管规定行为次数超过上年度报关单、进出境备案清单总票数万分之五的，或者被海关行政处罚金额累计超过 10 万元的；</p> <p>(三) 拖欠应缴税款、应缴罚没款项的；</p> <p>(四) 上一季度报关差错率高于同期全国平均报关差错率 1 倍以上的；</p> <p>(五) 经过实地查看，确认企业登记的信息失实且无法与企业取得联系的；</p> <p>(六) 被海关依法暂停从事报关业务的；</p> <p>(七) 涉嫌走私、违反海关监管规定拒不配合海关进行调查的；</p> <p>(八) 假借海关或者其他企业名义获取不正当利益的；</p> <p>(九) 弄虚作假、伪造企业信用信息的；</p> <p>(十) 其他海关认定为失信企业的情形。</p> <p>第十一条 企业有下列情形之一的，海关认定为一般信用企业：</p> <p>(一) 首次注册登记的企业；</p> <p>(二) 认证企业不再符合本办法第九条规定条件，且未发生本办法第十条所列情形的；</p> <p>(三) 适用失信企业管理满 1 年，且未再发生本办法第十条规定情形的。</p> <p>第十二条 企业向海关申请成为认证企业的，海关按照《海关认证企业标准》对企业实施认证。</p> <p>海关或者申请企业可以委托具有法定资质的社会中介机构对企业进行认证；中介机构认证结果经海关认可的，可以作为认定企业信用状况的参考依据。</p>	<p>監督規定違反行為回数が、前年度の通関申告証明書、輸出入備案リスト等の関連証票総数の 1000 分の 1 を超え、かつ税関から受けた行政処罰金額が 10 万元を超える違反行為が 2 回以上ある場合、或いは税関から受けた行政処罰累計金額が 100 万元を超える場合；</p> <p>通関企業の 1 年以内の税関管理監督規定違反行為の回数が前年度の通関申告証明書、輸出入備案リストの総証票数の 10,000 分の 5 を超える場合、或いは税関から受けた行政処罰の累計金額が 10 万元を超える場合；</p> <p>(三) 未払い税額、罰金没収額を滞納した場合；</p> <p>(四) 前四半期の通関申告誤差率が同期間の全国平均通関申告誤差率の 2 倍以上高い場合；</p> <p>(五) 実地検査を経て、企業登記情報が真実でないと確認され、かつ企業と連絡を取る手段が無い場合；</p> <p>(六) 税関から法に従って通関業務に従事することを一時停止させられた場合；</p> <p>(七) 密輸、税関管理監督規定に違反している嫌疑がかかり税関の調査への協力を拒む場合；</p> <p>(八) 税関或いはその他企業名義を借用して不当利益を得た場合；</p> <p>(九) 虚偽行為を行い、企業信用情報を捏造した場合；</p> <p>(十) その他税関が信用喪失企業と認める状況。</p> <p>第十一条 企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、税関は一般信用企業と認定する：</p> <p>(一) 初めて登録登記する企業；</p> <p>(二) 認証企業が本弁法第九条規定の条件に合致しなくなり、かつ本弁法第十条の状況が発生していない場合；</p> <p>(三) 信用喪失企業管理の適用から満 1 年が経ち、かつ本弁法第十条規定の状況が発生していない場合。</p> <p>第十二条 企業が税関へ申請して認証企業となった場合、税関は『税関認証企業基準』に基づいて企業に認証を実施する。</p> <p>税関或いは申請企業は法定資質を有する社会仲介機構へ委託して企業の認証を行うことができる；仲介機構の認証結果が税関の認可を経た場合、認定企業信用状況の参考根拠とすることができる。</p>
---	---

第十三条 海关应当自收到企业书面认证申请之日起 90 日内作出认证结论。特殊情形下，海关认证时限可以延长 30 日。

第十四条 企业有下列情形之一的，海关应当终止认证：

- (一) 发生涉嫌走私或者违反海关监管规定的行为被海关立案侦查或者调查的；
- (二) 主动撤回认证申请的；
- (三) 其他应当终止认证的情形。

第十五条 海关对企业信用状况的认定结果实施动态调整。

海关对高级认证企业应当每 3 年重新认证一次，对一般认证企业不定期重新认证。认证企业未通过重新认证适用一般信用企业管理的，1 年内不得再次申请成为认证企业；高级认证企业未通过重新认证但符合一般认证企业标准的，适用一般认证企业管理。

适用失信企业管理满 1 年，且未再发生本办法第十条规定情形的，海关应当将其调整为一般信用企业管理。

失信企业被调整为一般信用企业满 1 年的，可以向海关申请成为认证企业。

#### 第四章 管理原则和措施

第十六条 一般认证企业适用下列管理原则和措施：

- (一) 较低进出口货物查验率；
- (二) 简化进出口货物单证审核；
- (三) 优先办理进出口货物通关手续；
- (四) 海关总署规定的其他管理原则和措施。

第十七条 高级认证企业除适用一般认证企业管理原则和措施外，还适用下列管理措施：

- (一) 在确定进出口货物的商品归类、海关估价、原产地或者办结其他海关手续前先行

第十三条 税関は企業の書面認証申請を受け取った日から 90 日以内に認証の結論を出さなければならない。特別な状況下においては、税関の認証時限を 30 日延長することができる。

第十四条 企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、税関は認証を終了しなければならない：

- (一) 密輸の嫌疑がかかり或いは税関管理監督規定違反行為が発生して税関から捜査立件或いは調査されている場合；
- (二) 自ら認証申請を撤回した場合；
- (三) その他認証を終了しなければならない状況。

第十五条 税関は企業信用状況の認定結果に対して動態調整を実施する。

税関は高級認証企業に対して 3 年に一度認証を更新し、一般認証企業に対しては不定期に認証を更新しなければならない。認証企業が認証更新に合格せず一般信用企業管理を適用された場合、1 年以内に認証企業となる申請を再度行ってはならない；高級認証企業が認証更新に合格しないが一般認証企業基準には合致する場合、一般認証企業管理を適用する。

信用喪失企業管理の適用から満 1 年が経ち、かつ本弁法第十条規定の状況が再発生していない場合、税関はその企業を一般信用企業管理へ調整しなければならない。

信用喪失企業が一般信用企業に調整されて満 1 年が経った場合、税関へ認証企業になる申請をすることができる。

#### 第四章 管理原則と措置

第十六条 一般認証企業には以下の管理原則と措置を適用する：

- (一) 輸出入貨物検査率を低くする；
- (二) 輸出入貨物書類審査の簡素化；
- (三) 輸出入貨物通関連手続の優先処理；
- (四) 税関総署が規定するその他管理原則と措置。

第十七条 高級認証企業に対しては一般認証企業管理原則と措置の適用の他に、さらに以下の管理措置を適用する：

- (一) 輸出入貨物の商品分類、税関評価、原産地の確定或

<p>办理验放手续；</p> <p>(二) 海关为企业设立协调员；</p> <p>(三) 对从事加工贸易的企业，不实行银行保证金台账制度；</p> <p>(四) AEO 互认国家或者地区海关提供的通关便利措施。</p>	<p>いはその他税関手続が終了する前に先に通関手続きを行う；</p> <p>(二) 税関は企業のために調整係員を設置する；</p> <p>(三) 加工貿易に従事する企業に対して、銀行保証金台帳制度を実行しない；</p> <p>(四) AEO 相互認証国家或いは地区税関が提供する通関利便性措置。</p>
<p>第十八条 失信企业适用海关下列管理原则和措施：</p> <p>(一) 较高进出口货物查验率；</p> <p>(二) 进出口货物单证重点审核；</p> <p>(三) 加工贸易等环节实施重点监管；</p> <p>(四) 海关总署规定的其他管理原则和措施。</p>	<p>第十八条 信用喪失企業に対しては以下の税関の管理原則と措置を適用する：</p> <p>(一) 輸出入貨物検査率を高める；</p> <p>(二) 輸出入貨物書類の重点審査；</p> <p>(三) 加工貿易等の業務に対し重点管理を実施；</p> <p>(四) 税関総署が規定するその他管理原則と措置。</p>
<p>第十九条 高级认证企业适用的管理措施优于一般认证企业。</p> <p>因企业信用状况认定结果不一致导致适用的管理措施相抵触的，海关按照就低原则实施管理。</p> <p>认证企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的，海关暂停适用相应管理措施，按照一般信用企业管理。</p>	<p>第十九条 高級認証企業に適用する管理措置は一般認証企業より優遇される。</p> <p>企業信用状況認定結果の不一致で適用管理措置を再考する場合、税関は低い方に合わせる原則に基づいて管理を実施する。</p> <p>認定企業に密輸の嫌疑がかかり捜査立件或いは調査されている場合、税関は相応の管理措置一時停止し、一般信用企業に基づいて管理を行う。</p>
<p>第二十条 企业名称或者海关注册编码发生变更的，海关对企业信用状况的认定结果和管理措施继续适用。</p> <p>企业有下列情形之一的，按照以下原则作出调整：</p> <p>(一) 企业发生存续分立，分立后的存续企业承继分立前企业的主要权利义务的，适用海关对分立前企业的信用状况认定结果和管理措施，其余的分立企业视为首次注册企业；</p> <p>(二) 企业发生解散分立，分立企业视为首次注册企业；</p> <p>(三) 企业发生吸收合并，合并企业适用海关对合并后存续企业的信用状况认定结果和管理措施；</p> <p>(四) 企业发生新设合并，合并企业视为首次注册企业。</p>	<p>第二十条 企業名称或いは税関登記コードの変更が発生した場合、税関は企業信用状況の認定結果と管理措置を継続適用する。</p> <p>企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、以下原則に基づいて調整を行う：</p> <p>(一) 企業に存続分割が発生し、分割後の存続企業が分割前企業の主要な権利義務を継承する場合、税関は分割前企業の信用状況認定結果と管理措置を適用し、その他の分割企業は初回登記企業と看做す；</p> <p>(二) 企業に解散分割が発生した場合、分割企業は初回登記企業と見做す；</p> <p>(三) 企業に吸収合併が発生した場合、合併企業には税関の合併後の存続企業の信用状況認定結果と管理措置を適用する；</p> <p>(四) 企業に新設合併が発生した場合、合併企業は初回登記企業と看做す。</p>



第五章 附則	第五章 附則
<p>第二十一条 作为企业信用状况认定依据的走私犯罪，以刑事判决书生效时间为准进行认定。</p> <p>作为企业信用状况认定依据的走私行为、违反海关监管规定行为，以海关行政处罚决定书作出时间为准进行认定。</p>	<p>第二十一条 企業信用状況認定の根拠とした密輸犯罪は、刑事判決書の発効日を基準として認定を行う。</p> <p>企業信用状況認定の根拠とした密輸行為、税関管理監督規定に違反する行為は、税関行政処罰決定書が発行された日を基準として認定を行う。</p>
<p>第二十二条 本办法下列用语的含义是：</p> <p>“处罚金额”，指因发生违反海关监管规定的行为，被海关处以罚款、没收违法所得或者没收货物、物品价值的金额之和。</p> <p>“拖欠应纳税款”，指自缴纳税款期限届满之日起超过3个月仍未缴纳进出口货物、物品应当缴纳的进出口关税、进出口环节海关代征税之和，包括经海关认定违反海关监管规定，除给予处罚外，尚需缴纳的税款。</p> <p>“拖欠应缴罚没款项”，指自海关行政处罚决定规定的期限届满之日起超过3个月仍未缴纳海关罚款、没收的违法所得和追缴走私货物、物品等值价款。</p> <p>“1年”，指连续的12个月。</p> <p>“年度”，指1个公历年度。</p> <p>“以上”“以下”，均包含本数。</p> <p>“经认证的经营者（AEO）”，是指以任何一种方式参与货物国际流通，符合本办法规定的条件及《海关认证企业标准》并通过海关认证的企业。</p>	<p>第二十二条 本弁法の以下用語の意味：</p> <p>“処罰金額”とは、税関管理監督規定に違反する行為の発生により、税関から罰金、違法所得の没収或いは貨物、物品価値相応額の没収となった金額の和を指す。</p> <p>“未払い税額”とは、納税期限満期日から3ヶ月が過ぎても依然として未納の輸出入貨物と物品の納税すべき輸出入関連税、輸出入段階で税関が代理徴収した税の和を指し、税関管理監督規定の違反と税関に認定された場合の追納すべき税金も含む。</p> <p>“未払い罰金没収額”とは、税関の行政処罰決定が規定した満期日から3ヶ月が過ぎても依然として未納の税関の罰金、没収する違法所得と追納する密輸貨物と物品価値相応額を指す。</p> <p>“1年”とは連続した12ヶ月を指す。</p> <p>“年度”とは西暦年度を指す。</p> <p>“以上”“以下”は、どちらも当該数を含む。</p> <p>“認証を経た経営者（AEO）”とは、いかなる方式でも貨物国際流通に参加し、本弁法規定の条件及び『税関認証企業基準』に合致し、且つ税関認証に合格した企業を指す。</p>
<p>第二十三条 本办法由海关总署负责解释。</p>	<p>第二十三条 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。</p>
<p>第二十四条 本办法自2014年12月1日起施行。2010年11月15日海关总署令第197号公布的《中华人民共和国海关企业分类管理办法》同时废止。</p>	<p>第二十四条 本弁法は2014年12月1日から施行する。2010年11月15日税関総署令第197号として公布した『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』は同時に廃止する。</p>

## 海关总署公告 2014年第81号

关于《中华人民共和国海关企业信用管理  
暂行办法》实施相关事项的公告

《中华人民共和国海关企业信用管理暂行办法》(海关总署令第225号,以下简称《信用办法》)已于2014年10月8日对外公布,自2014年12月1日起施行,现将有关事项公告如下:

一、自2014年12月1日起,按照《中华人民共和国海关企业分类管理办法》(海关总署令第197号)适用AA类管理的企业过渡为高级认证企业;适用A类管理的企业过渡为一般认证企业;适用B类管理的企业过渡为一般信用企业;适用C类、D类管理的企业,海关按照《信用办法》重新认定企业信用等级。

C类、D类企业经重新认定后信用等级为失信企业的,企业信用等级适用时间仍按原适用C类、D类时间计算。

认证企业可以凭适用AA类、A类管理的法律文书向海关申请换领《认证企业证书》。

二、海关按照《企业信用信息公示表》(详见附件)内容,通过“中国海关企业进出口信用信息公示平台”(网址:

<http://credit.customs.gov.cn>),向社会公示在海关注册登记企业的信用信息。

三、公民、法人或者其他组织对海关公示的企业信用信息提出异议的,应当提供书面说明或者证明材料。

异议人为公民的,应当在提交材料上签名,海关验核异议人身份证件原件;异议人为法人或者其他组织的,应当在提交材料上加盖本单位印章。

四、认证企业发生信用等级调整的,应当将原《认证企业证书》交回海关。无法交回的,

## 税関総署公告 2014年第81号

『中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法』  
に関する実施関連事項の公告

『中華人民共和國税関企業信用管理暫定弁法』(税関総署令第225号、以下略称『信用弁法』)は2014年10月8日に对外公布され、2014年12月1日から施行される。ここに關連事項を以下の通り公告する:

一、2014年12月1日から、『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』(税関総署令第197号)に基づいてAA類管理を適用する企業を高級認証企業に移行し;A類管理を適用する企業を一般認証企業に移行し;B類管理を適用する企業を一般信用企業に移行し;C類、D類管理を適用する企業は、税関が『信用弁法』に基づいて企業信用等级を更新認定する。

C類、D類企業の認定更新後の信用等级が信用喪失企業の場合、企業信用等级の適用期間は元のC類、D類の適用開始日に基づき計算する。

認証企業はAA類、A類管理に適用する法律文書に基づき税関へ『認証企業証書』の交換を申請することができる。

二、税関は『企業信用情報公示表』(附属資料参照)の内容に基づき、“中国税関の企業輸出入信用情報公示プラットフォーム”(ホームページアドレス:

<http://credit.customs.gov.cn>)を通じて、税関登録登記企業の信用信息を社会へ公示する。

三、公民、法人或いはその他組織は税関が公示した企業信用情報に異議を提出する場合、書面説明或いは証明資料を提供しなければならない。

異議者が公民の場合、提出資料上に署名を行い、税関は異議者の身分証原本を検査照合しなければならない;異議者が法人或いはその他組織の場合、提出資料上に当該単位の印鑑を押印しなければならない。

四、認証企業に信用等级の調整が生じた場合、元の『認証企業証書』を税関へ返却しなければならない。返却できな

<p>海关公示作废。</p> <p>企业遗失《认证企业证书》的，可以向原发证海关申请补发，遗失证书海关公示作废。</p> <p>五、企业信用等级认定过程中，按照规定可以进行规范改进的，海关允许企业进行规范改进。规范改进期限由海关确定，最长不超过 90 日，企业规范改进时间不计入认证时间。</p> <p>六、《信用办法》和《海关认证企业标准》中的“1 年内”根据企业信用等级调整情形，按照以下方式进行计算：</p> <p>企业信用等级向上调整为认证企业的，自海关接受企业申请之日起倒推 12 个月计算；企业信用等级向下调整的，以最近一次海关行政处罚决定作出之日倒推 12 个月计算。</p> <p>本公告自 2014 年 12 月 1 日起施行。</p> <p>特此公告。</p> <p>附件：企业信用信息公示表</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2014 年 11 月 18 日</p>	<p>い場合、税関は廃棄を公示する。</p> <p>企業が『認証企業証書』を紛失した場合、元の発行税関へ再発行を申請することができ、紛失証書は税関が廃棄を公示する。</p> <p>五、企業信用等級認定過程において、規定に基づき業務内容の改善が可能とされる場合、税関は企業が改善することを許可する。改善に必要な猶予期間は税関が確定し、最長で 90 日を超えてはならず、企業が改善する時間は認証期間に計上しない。</p> <p>六、『信用弁法』と『税関認証企業基準』中の“1 年内”は企業信用等級調整状況を根拠とし、以下方式に基づいて計算を行う：</p> <p>企業信用等級格上げを認証企業のために調整する場合、税関が企業の申請を受け取った日から 12 ヶ月を逆算する；企業信用等級格下げを調整する場合、最新の税関が行政処罰の決定を出した日から 12 ヶ月を逆算する。</p> <p>本公告は 2014 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>ここに公告する。</p> <p>附属資料：企業信用情報公示表</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2014 年 11 月 18 日</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室  
上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4262